

議案第 8 2 号

四万十町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

四万十町水道事業の設置等に関する条例（平成18年四万十町条例第185号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「5,000人」を「16,586人」に改める。

同条第 4 項中「3,000立方メートル」を「9,031立方メートル」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

給水区域
東町、古市町、茂串町、本町、新開町、琴平町、北琴平町、香月が丘、榊山町、神ノ西、金上野、見付、西川角、東川角、根々崎、宮内、仕出原、大井野、口神ノ川、大向、西原、東大奈路、根元原、替坂本、六反地、仁井田の一部、小向、中ノ越、平串、富岡、床鍋、影野、奥呉地の一部、魚ノ川の一部、下呉地、山株、中村、勝賀野、川ノ内、七里、作屋、米奥、窪川中津川、日野地、上秋丸、壺斗俵、東北ノ川、市生原、高野、若井川、峰ノ上、若井、中神ノ川、桧生原、寺野、南川口、天ノ川、秋丸、折合の一部、野地、家地川、黒石、本堂、与津地、親ヶ内、八千数、藤ノ川、向川、数神、奈路、道德、平野、土居、弘見、飯ノ川、志和峰、志和の一部、興津の一部、大正の一部、瀬里、希ノ川、下岡、上岡、芳川、江師、小石、西ノ川、大正大奈路、大正中津川、木屋ヶ内、下道、下津井、打井川、上宮、弘瀬、大正北ノ川、市ノ又、烏手、相去、小野、久保川、口大道、十川の一部、戸川、古城、地吉の一部、十和川口の一部、広瀬の一部、井崎の一部、里川、浦越の一部、茅吹手、津賀、野々川、昭和、大井川、河内

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。